

受益者の皆様へ

ニッセイアセットマネジメント株式会社

「TAA株50ポートフォリオ」「TAA株100ポートフォリオ」

＜愛称：マイポート＞

繰上償還予定のお知らせ

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社では、「TAA株50ポートフォリオ」、「TAA株100ポートフォリオ」（以下、それぞれのファンドを「各ファンド」ということがあります）につきまして、下記の通り繰上償還を予定しておりますのでお知らせいたします。

何卒ご理解を賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 予定している繰上償還の理由

各ファンドは1996年12月11日より運用を開始し、国内の株式、公社債および短期金融資産へ投資を行ってまいりましたが、2018年3月9日現在の受益権口数は、TAA株50ポートフォリオが約0.7億口、TAA株100ポートフォリオが約2.6億口であり、今後も減少傾向が継続した場合、信託約款に定められた運用方針に則った運用が困難になることが予想されます。このまま運用を継続するより、繰上償還を選択することが受益者様にとって有利であると判断し、信託期間中ではありますが、信託終了（繰上償還）を行うことにつき提案させていただきます。

2. 今後の日程および手続き

① 公告日	2018 年 4 月 11 日
② 異議申立期間	2018 年 4 月 11 日から 2018 年 5 月 17 日まで
③ 繰上償還可否の決定日	2018 年 5 月 18 日
④ 異議申立受益者の買取請求期間（予定）	2018 年 5 月 24 日から 2018 年 6 月 12 日まで
⑤ 繰上償還日（予定）	2018 年 6 月 27 日

- 公告日現在の受益者は、異議申立期間中に、ニッセイアセットマネジメント株式会社に対し、書面により、各ファンドの繰上償還に関する異議を申し立てることができます（詳細は「3. 異議申立ての方法」をご参照ください）。

なお、2018年4月11日以降に各ファンドのご購入をお申込みいただき、これに伴い取得した受益権については上記の異議を申し立てることはできません。また、2018年4月11日時点で保有する全口数を既にご解約されている受益者の方につきましても上記異議を申し立てることはできません。誤って当文書がお手元に送付されました場合は何卒ご容赦くださいますようお願い申し上げます。

当繰上償還に異議のない場合は、特に必要なお手続きはございません。

- 繰上償還は、各ファンド毎に、異議申立てされた受益者の受益権の合計口数が2018年4月11日現在（2018年4月10日のご購入申込み分を含みます）の各ファンドの受益権総口数の2分の1を超えないときに行います。なお、この場合、繰上償還を行う旨を弊社ホームページ（<http://www.nam.co.jp/>）にてお知らせいたします。

2分の1を超えた場合は、繰上償還は行いません。行わない場合は、繰上償還を行わない旨を、異議申立期間終了後速やかに弊社ホームページにて電子公告し、かつ受益者の皆様に書面にてお知らせいたします。

○ 繰上償還が行われる場合、信託終了日（償還日）は、**2018年6月27日**となります。

3. 異議申立ての方法

予定しております繰上償還に対し**異議のある受益者の方は**、下記の宛先に以下の内容を書面に記入の上、**2018年5月17日までに必着**のご郵送にて異議を申し立てください。

(1) 宛先 〒100-8219 東京都千代田区丸の内1丁目6番6号 日本生命丸の内ビル
ニッセイアセットマネジメント株式会社 投資信託企画室 償還担当

(2) ご記入いただく内容

- ① ファンド名（TAA株50ポートフォリオ もしくは TAA株100ポートフォリオ）
② ご住所 ③ お名前（記名・捺印） ④ ご連絡先電話番号（日中連絡先）
⑤ ご購入の販売会社、取引店名、口座番号※
⑥ 繰上償還について反対する旨（例：「上記受益権について、繰上償還に反対します。」）

※ 各ファンドに関し、複数の販売会社で口座をお持ちの方、同一販売会社であっても複数口座をお持ちの方は、保有する全ての販売会社、取引店名、口座番号をご記入ください。

- 上記の記入内容に不備等がある場合には、異議申立てを受付できなくなる場合があります。
- 異議申立ての受益者の受益権口数を確認するため、販売会社に対して口数の確認を行います。
なお、その際、必要がある場合にはご本人様の確認のための書類をご提出いただくことがあります。
- 異議申立てにあたり、お客様に関する情報を販売会社、受託銀行（再信託受託会社を含みます）および委託会社（弊社）が共有することにご同意いただいたこととさせていただきます。なお、本手続きに伴い取得した個人情報異議申立ておよび買取請求に関する事務を処理するためのみに利用し、それ以外の目的には使用いたしません。

4. 異議申立ての受益者の買取請求手続きについて

繰上償還が行われる場合には、**異議申立てされた受益者は**、以下の手続きにより、自己に帰属する受益権について、信託財産による買取りを請求することができます。（なお、異議申立てされた受益者が必ず買取請求しなければならないわけではありません。繰上償還日まで保有していただくことも、販売会社で通常通りご換金いただくこともできます。）

(1) 手続き手順

- ① 異議申立てをされた受益者に対し、委託会社（弊社）から「買取請求のご案内」等を発送
- ② 買取請求必要書類にご記入の上、販売会社へご提出、また、マイナンバー（個人番号）の確認に伴う書類について受託銀行（三菱UFJ信託銀行）へご提出
- ③ 販売会社／委託会社を経由しての受託銀行への買取請求必要書類の送付
- ④ 受託銀行での買取請求必要書類の受理
- ⑤ 受託銀行での各ファンドの信託財産による買取りの実行
- ⑥ 受託銀行からお客様のご指定銀行口座への受取金額の振込

(2) 買取請求の相手方

買取請求は、繰上償還に対し異議を申し立てた受益者が、法令に基づいて受託銀行に対して行うものであり、販売会社に対して行うものではありません。

(3) 買取価額

買取りの価額は、当該受益権が有すべき公正な価額となります。ここでの公正な価額とは受託銀行で必要書類を受理した日に算出される基準価額とさせていただきます。

※ 受取金額は、上記買取価額から振込手数料を差し引いた金額となります。また、このような諸般の手続きが必要となるため、受取金額のお支払いまでには、通常の換金請求よりも日数を要する可能性があります。

(4) 買取請求期間

2018年5月24日から2018年6月12日まで

(5) その他

異議申立期間中、買取請求期間中ともに、繰上償還に異議を申し立てたか否かにかかわらず、販売会社においては通常通り、ご換金のお申込みを受付いたします。ただし、買取請求を行った受益権については、ご換金のお申込みを行うことはできなくなりますのでご注意ください。

5. 繰上償還が決定した場合の購入申込期間

繰上償還が決定した場合、各ファンドのご購入のお申込みの受付けは原則、2018年5月24日までとさせていただきますので、ご注意ください（詳細につきましては、販売会社にお問い合わせ願います）。

6. 本件に関するお問い合わせ先

ニッセイアセットマネジメント株式会社 コールセンター

電話番号 0120-762-506（午前9時～午後5時 土、日、祝祭日は除きます）

以 上

「TAA株50ポートフォリオ」「TAA株100ポートフォリオ」

＜愛称:マイポート＞

繰上償還に関するQ&A

Q 1. 「TAA株50ポートフォリオ」、「TAA株100ポートフォリオ」とはどのようなファンドですか？

A 1. 「TAA株50ポートフォリオ」、「TAA株100ポートフォリオ」（以下、それぞれのファンドを「各ファンド」ということがあります）は、国内の株式、公社債および短期金融資産へ投資を行い、信託財産の長期的な成長を目標に運用を行います。

【ファンドの特色】

① 国内の株式、公社債、短期金融資産を主な投資対象とします。

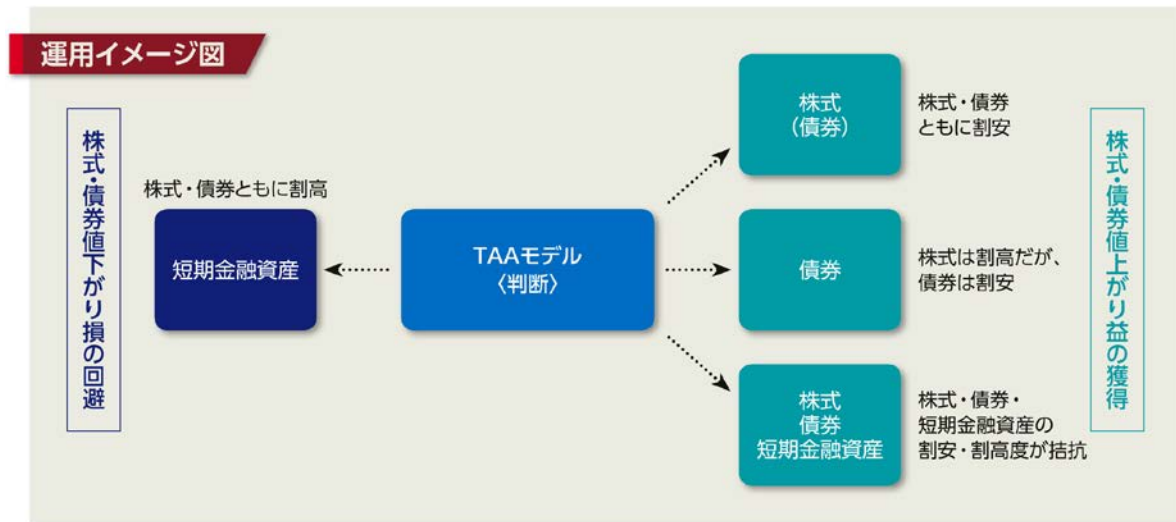
- 各ファンドにおいて以下のベンチマークを中長期的観点から上回ることを目標とします。

TAA株50ポートフォリオ : TOPIX（東証株価指数）50%、無担保コール翌日物 50%を合成し、委託会社で独自に指数化したもの

TAA株100ポートフォリオ : TOPIX（東証株価指数）

② 株式、公社債および短期金融資産の組入比率の変更は、ニッセイ基礎研究所が開発したTAAモデルを原則として利用します。

- ファンドでは、TAAモデルを利用し、企業業績・金利・株価水準等のファンダメンタルズ・データから株式・債券の投資価値とその相対的な割安・割高度を分析し、これに基づく適切な資産配分（株式、公社債、短期金融資産の組入比率の変更）を行うことでパフォーマンスの向上をめざします。
- TAAとは、タクティカル・アセット・アロケーション（戦術的資産配分）の略称で、価格変動のリスクを抑えつつ、3資産（株式、公社債、短期金融資産）の最適な組入比率を一定の運用ルールのもとで機動的に変更していくことにより、運用成果の向上をめざす運用手法です。なお、TAAモデルについては継続的に評価、分析を行い、必要と判断した場合には見直しを行うことがあります。
- 資産の組入比率の変更にあたっては、運用の効率化を図るため株価指数先物および債券先物等をヘッジ目的に限定せず活用することがあります。



③ 投資者の皆様のご判断により、各ファンド間のスイッチングができます。

Q 2. なぜ繰上償還を行うのですか？

A 2. 各ファンドは1996年12月11日より運用を開始しましたが、2018年3月9日現在の受益権口数は、TAA株50ポートフォリオが約0.7億口、TAA株100ポートフォリオが約2.6億口であり、今後も減少傾向が継続した場合、信託約款に定められた運用方針に則った運用が困難になることが予想されます。このまま運用を継続するより、繰上償還を選択することが受益者様にとって有利であると判断し、信託期間中ではありますが、信託終了（繰上償還）を行うことにつき提案させていただきます。

Q 3. 繰上償還に対して、どのように意思表示を行うのですか？

A 3. 繰上償還にご異議のない場合は、お手続きの必要はございません。
ご異議がある場合は、委託会社（弊社）に対して書面にて「異議申立て」のお手続きを行ってください。
「異議申立て」のお手続きについては、本書面の「TAA株50ポートフォリオ」「TAA株100ポートフォリオ」＜愛称：マイポート＞繰上償還予定のお知らせの「3. 異議申立ての方法」をご参照願います。

Q 4. 繰上償還の決定はどのように確認できますか？

A 4. 繰上償還が決定した場合、2018年5月22日までに委託会社（弊社）のホームページ（<http://www.nam.co.jp/>）にてお知らせいたします。
なお、繰上償還が決定した場合、各ファンドのご購入のお申込みの受付は原則、2018年5月24日までとさせていただきます（詳細につきましては、販売会社にお問い合わせ願います）。

Q 5. 異議を申し立てた受益者の買取請求と通常の換金とは何が違うのですか？

A 5. 買取請求と通常の換金との違いは、以下の通りです。

なお、買取請求を行った受益権については、通常の換金のお申込みを行うことができなくなりますのでご注意ください。

≪「買取請求」と「通常の換金」の比較（個人の場合）≫

	通常の換金	買取請求
お申込みできる方	すべての受益者	異議を申し立てた受益者のみ
提出書類	提出書類はありません。	異議申立てをされた受益者に対し、委託会社（弊社）から「買取請求のご案内」等を発送します。買取請求必要書類にご記入の上、販売会社へご提出ください。また、マイナンバー（個人番号）の確認に伴う書類について受託銀行（三菱UFJ信託銀行）へご提出ください。
換金・買取価額	換金申込受付日の基準価額	受託銀行（三菱UFJ信託銀行）が必要書類を受理した日に算出される基準価額
受取金額	上記価額 （振込手数料等の費用はかかりません）	上記価額から振込手数料を差し引いた金額
課税関係	換金価額と取得価額の差益に対して、20.315%（所得税15%・復興特別所得税0.315%・地方税5%）が課税されます。 →譲渡所得として、申告分離課税の対象となり、原則として確定申告が必要となります。 ただし、源泉徴収選択口座（特定口座）を選択した場合、申告不要制度が適用されます。	買取価額と取得価額の差益に対して、20.315%（所得税15%・復興特別所得税0.315%・地方税5%）が課税されます。 →譲渡所得として、申告分離課税の対象となり、原則として確定申告が必要となります。 なお、受託銀行による買取りのため、源泉徴収選択口座（特定口座）での取扱対象にはなりません。 お客様ご自身での納税手続きが必要となりますので、ご注意ください。
換金代金のお支払い	換金申込受付日から起算して、原則として4営業日目からお支払いします。 販売会社のお客様の口座に入金されます。	お客様の買取請求申込日に受託銀行での処理が完了しない場合がありますので、受取金額のお支払いまでには、 通常の換金請求よりも日数を要する可能性があります。

Q 6. 償還金はいつもらえますか？

A 6. 繰上償還となった場合、2018年6月27日が償還日となります。

償還金は2018年7月3日までにお支払いをさせていただく予定でございますが、支払日等の詳細につきましては、ご購入の販売会社にお問い合わせ願います。

≪本件に関するお問い合わせは≫

ニッセイアセットマネジメント株式会社
コールセンター

電話番号 0120-762-506
（受付時間：午前9時～午後5時 土、日、祝祭日は除きます）